

平成24年12月26日

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定について

館林信用金庫（理事長 早川 茂）は、平成24年12月21日、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

当金庫は、「経営革新等支援機関」に認定されたことを受けて、地域金融機関として経営支援業務をより一層充実させ、コンサルティング機能の発揮に努め、地域密着型金融の取組みをさらに強化してまいります。

『経営革新等支援機関の相談内容』

1. 経営状況の財務分析
2. 事業計画の策定支援
3. 事業計画策定先のモニタリング
4. 経営相談

『支援業務窓口』

融資取扱い営業店融資窓口

以 上